

復興庁

《復興庁》

表 8 - 1 復興庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	復興庁政策評価基本計画（平成24年3月30日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成24年2月10日から28年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 法第9条及び法施行令第3条に該当する政策を対象とする。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。 ○ 租税特別措置等の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。 ○ 評価方式別の評価対象は、以下のとおり。 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：復興庁の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。 租税特別措置等に係る政策の事後評価： 法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策を対象とし、その他の税目関係の租税特別措置等に係る政策についても、積極的かつ自主的に対象とするよう努める。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 個別政策担当参事官及び調整担当参事官は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。特に、政策評価の結果と他の評価スキームの結果が、双方向に活用されるように努める。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を政策評価担当参事官とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成25年度復興庁政策評価実施計画（平成25年3月29日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 政策体系に基づき対象とする政策：3の施策 ○ 租税特別措置等に係る政策：該当する政策なし
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 8-2 復興庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		事業評価方式：5件 (租税特別措置等) 〔表8-3-ア〕	租税特別措置等の拡充又は延長が妥当	5	評価の結果を踏まえ、税制改正要望を行うこととした	5
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：3件 (目標管理型の政策評価) 〔表8-3-イ〕	目標を達成	1	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	2
			目標達成に向けて進展	2	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	1
					政策の重点化等	1
					<概算要求及び機構・定員要求への反映> 概算要求に反映 3件 機構・定員要求に反映 1件 (うち、機構1件、定員1件)	
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

表 8-3 復興庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 租税特別措置等に係る以下の5の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 8-3-ア 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策
1	復興産業集積区域における機械及び装置の即時償却の適用期限の延長
2	復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅に関する特別償却・税額控除制度（延長）
3	東日本大震災復興特別区域法に基づく新規立地促進税制の要件の緩和
4	被災代替資産等の特別償却の割合の引上げの期限の延長
5	被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度の延長（延長）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表8-4-(1)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成25年度復興庁政策評価実施計画」に基づき、以下の3の施策を対象として評価を実施し、その結果を平成25年8月30日に「平成23年度及び同24年度復興庁政策評価書（事後評価）」として公表。

表 8-3-イ 実績評価方式により評価を実施した政策（目標管理型の政策評価）

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	復興特区制度に係る施策の推進	目標達成に向けて進展	引き続き推進
2	復興交付金制度に係る施策の推進	目標を達成	引き続き推進
3	原子力災害からの復興に係る施策の推進	目標達成に向けて進展	改善・見直し

(注) 1 復興庁が平成23年度末（平成24年2月10日）に設置されたことに鑑み、同年度中に実施した政策に係る政策評価と24年度に実施した施策に係る事後評価を併せて実施。

2 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/84196.html) の表8-4-(2)参照。

政策体系(復興庁)

※この政策体系は、平成25年度に公表された評価に係るもの

政策	施策
復興施策の推進	(1) 復興特区制度に係る施策の推進
	(2) 復興交付金制度に係る施策の推進
	(3) 原子力災害からの復興に係る施策の推進
	(4) 東日本大震災からの復興に係る施策の推進 ((1)~(3)に掲げるものを除く。)

(注) 政策ごとの予算との対応については、復興庁ホームページ (http://www.reconstruction.go.jp/topics/20130311_fukkou.pdf) 参照。